## 介護保険料の納入通知書・決定 7月中旬に送付します ・決定通知書を

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが、保険加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要 となったときには、費用の一部を支払ってサービスが利用できる制度です。

3年ごとに「介護保険事業計画」を策定しており、 市では、介護保険制度を適正に運営するため、 成30年度は第7期計画の初年度にあたります。

平成30年度~32年度の3年間で必要と推計される、 給付等見込額の23%を65歳以上の皆さんにご 下表のとおり、 前年の収入状況や世帯内の市民税課税状況に応じて、 保険料を9段 階に設定しています。

## 所得段階別保険料(平成30年度分)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
生者を受ける。 生活 は と で と で で で で で で で で で で で で で で で で	世帯全員が下	市民税非課税	本人が市民税非課税		本人が市民税課税			
	合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を 控除した額と課税年金収入額の合計額が							合計所得金 額 が300万
	120万円 以下	120万円超	80万円以下	80万円超				円以上
基準額(年額60,000円)								
×0.45	×0.75	×0.75	×0.9	×1.0	×1.2	×1.3	×1.5	×1.7
27,000円	45,000円	45,000円	54,000円	60,000円	72,000円	78,000円	90,000円	102,000円

## ②普通徴収の方

内容をご確認ください

料額・年金の種類などの記載 特別徴収開始通知書」の保険

領収書 (納付書)」を郵送 「介護保険料納入通知書兼

**☆**(20) 1572、**★**(20) 1610 ^ ° 高齢者支援課(2階 お問い合わせは、 お問い合わせください

保険料の納付方法は 一通りあります

額を用います。

年度途中で保険料が

増

額に

なった方の増額分

年度途中で老齢

(退職)

年

年度途中で65歳になった方

除がある場合は、 び短期譲渡所得に係る特別控 ただし、長期譲渡所得およ 控除後の金

をする前の金額です。 や医療費控除などの所得控除

ます。 に納付書で納める場合があり 特別徴収の場合でも、 次に該当する方は、 一時的 本来、

## ・特別徴収の例外

り計算方法が異なる)を控除 当する金額(収入の種類によ

した金額のことで、

扶養控除

などで、各納期限までに納る ますので、 してください。 **〒納期限までに納付最寄りの金融機関** 

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相

されている年金から天引き 年額を年6回に分けて、受給

〔特別徴収〕されます。

介護保険料額決定通知書兼

給されている方は、保険料の

た方

年額18万円以上の年金を受

年金が一時差し止めにな

特別徴収の方

年度途中で保険料が減額

なった方

年度途中で他の市町

村

から

受給が始まった方

金・遺族年金・障害年金の

転入した方

する制度があります。詳しく を受けた場合は、保険料の納 付を猶予したり、減免したり 災害などにより著しい損